

対象法人及び施設 社会福祉法人 広友会（施設名 介護老人福祉施設 あさひが丘荘）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R2	未実施	新型コロナウイルス感染症予防対策のため延期		
R3	実施	<p>1、令和2年6月4日理事長の業務執行状況について報告の省略の手續きが行われています。上記報告は、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要があります。 <根拠:社会福祉法45条の16第3項> (指導監査ガイドラインP 30)</p> <p>2、貴法人の経理規程は、社会福祉法人会計基準等に準じていない内容が数多く見受けられます。「モデル経理規程」等を参考に、貴法人の実態に即した経理規程となるよう改正してください。 <根拠:社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項1(4)> (指導監査ガイドラインP 57)</p>	<p>理事長の職務執行状況の報告については、実際に開催される理事会において報告を行います。</p> <p>令和4年3月の当初予算理事会にて経理規程を提案します。</p>	R3.12

対象法人及び施設 社会福祉法人 清泉保育園（施設名 保育園 清泉保育園）

実施年度	区分	改善結果等の報告を求めた事項	改善報告の内容	実施年月
R2	未実施	新型コロナウイルス感染症予防対策のため延期		
R3	実施	<p>1 事業計画及び当初予算並びに補正予算について、評議員会での承認手続きが行われていません。定款の規定どおり評議員会での承認を受けるか、又は定款の変更をしてください。 <根拠: 貴法人定款第31条> (指導監査ガイドラインP 3)</p>	<p>現在変更に向け定款を作成しております。令和4年3月中に理事会、評議員会の承認を受け、定款変更の届を済ませ、4月から施行できるように、手続きを進めます。</p>	R4.1